



◆受験資格

○昭和53年4月2日～昭和61年4月1日生まれの人

○昭和61年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの

- ・大学を卒業した者及び平成20年3月までに大学を卒業する見込みの者
- ・人事院が右記に掲げる者と同等の資格があると認める者

◆試験日

第1次 6月10日(日)
第2次 7月23日(月)

◆申込受付期間

7月26日(木)のうち指定する日
4月2日(月)～4月13日(金)

【問い合わせ先】

札幌国税局人事第2課
人事専門官(採用担当)
TEL 011-231-5011

労働基準監督官採用試験

平成19年度労働基準監督官採用試験が次のとおり実施されます。

◆試験日

第1次 6月10日(日)
第2次 7月24日(火)・25日(水)
の指定された1日

◆申込受付期間

4月2日(月)～4月13日(金)

【問い合わせ先】

小樽労働基準監督署
TEL 0134-33-7651

国税専門官採用試験

平成19年度国税専門官採用試験が次のとおり実施されます。

薬品を捨てると、浄化の働きが悪くなりますので、捨てないようにしてください。

・タオルなど、トイレトベーパー(紙類)以外のものを捨てると機械が故障する原因となりますので、捨てないようにしてください。

【問い合わせ先】

北後志衛生施設組合
TEL 0135-22-4489

平成19年度から
定年引上げ等の義務年齢が
63歳に引上げられます

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」により、65歳未満の定年を定めている事業主は、

1. 定年の引上げ
2. 継続雇用制度の導入
3. 定年の定め廃止

のいずれかにより、平成19年度からは、少なくとも63歳までの雇用確保措置を実施することが義務付けられています。詳しくは左記まで。

【問い合わせ先】

道労働局職業安定部職業対策課
TEL 011-709-2311

ハローワーク余市

TEL 0135-22-3288

自衛隊幹部候補生を募集します

平成19年4月2日(月)から5月11日(金)までの間、募集・受付します。

【問い合わせ先】

自衛隊札幌地方連絡部小樽募集事務所
TEL 0134-22-5521

【応募資格】
【一般・飛行】20歳以上26歳未満の者(22歳未満の者は大卒(見込含))
【歯科・薬剤】専門の大卒(見込含) 20歳以上30歳未満の者(薬剤は26歳未満、薬学修士学位取得者は28歳未満)

◆試験日/5月19日(土)、20日(日)
(飛行要員以外は19日のみ)

《労働保険加入事業主のみなさまへ》
平成19年度労働保険の年度更新申告のお知らせ

4月2日(月)～5月21日(月)までは労働保険の年度更新申告期間です。

更新期間中は随時、労働基準監督署において申告手続きを受付けておりますが、申告手続きにあたり説明会及び申告相談を実施しますので、この機会をご利用いただき5月21日までに済ませになりますようお願いいたします。

◆説明会(余市・仁木・赤井川・古平・積丹地区)

日時 4月13日(金) 13:30～16:00

◆申告相談(余市・仁木・赤井川・古平・積丹地区)

日時 5月16日(水)・23日(水) 10:00～14:00

■会場 余市経済センター 2階ホール

(余市町黒川町3丁目114番地)

【お問い合わせ】 小樽労働基準監督署 第三課
電話 (0134) 33-7651

岬の湯 入館料のお知らせ

年間入館料は、次のとおりです。
 なお、期間限定（11月1日～3月31日）の回数券は、11月から再び利用できますが、夏期間（4月1日～10月31日）は、使用できませんので、ご了承願います。

■料金案内

区 分		夏期(4月～10月)	冬期(11月～3月)
入 館 料	1回券 大人	600円	500円
	1回券 小人	300円	250円
	回数券(12枚綴) 大人	6,000円(500円/回)	3,000円(250円/回)
	回数券(12枚綴) 小人	3,000円(500円/回)	1,500円(125円/回)
料	団体割引 大人(15人以上)	500円	—
	団体割引 小人	250円	—
開館時間		午前10時～午後9時 受付 午後8時30分まで	午前11時～午後9時 受付 午後8時30分まで
休館日		毎週水曜日(祝祭日の場合と7月～8月は営業)	

【問い合わせ先】岬の湯しゃこたん (TEL47-2050)

公 表

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次の者に一般廃棄物処理手数料収納事務を委託したので、同条第2項の規定により公表する。

平成19年4月1日

積丹町長 益子 清美

1. 一般廃棄物処理手数料収納事務を委託した者の住所および氏名

住所 積丹郡積丹町大字美国町字大沢313番地
 氏名 積丹町商工会 会長 山本 俊三

2. 委託期間

自 平成19年4月1日～至 平成20年3月31日

公 表

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次の者に一般廃棄物処分手数料収納事務を委託したので、同条第2項の規定により公表する。

平成19年4月1日

積丹町長 益子 清美

1. 一般廃棄物処分手数料収納事務を委託した者の住所および氏名

住所 積丹郡積丹町大字美国町字小泊224番地
 氏名 (株)菊地組 代表取締役社長 村木 靖

2. 委託期間

自 平成19年4月1日～至 平成20年3月31日

4月の余市管内休日当番病院等

診療時間 午前9時～午後5時

日	医療機関名	住 所	電話番号
1日(日)	池田内科クリニック	余市町黒川町911-1	23-8811
8日(日)	黒川町整形外科クリニック	余市町黒川町3-25	22-2447
15日(日)	森内科胃腸科医院	仁木町北町1-6-2	32-3455
22日(日)	佐野内科クリニック	余市町黒川町12-81	22-7001
29日(日)	北郷耳鼻咽喉科医院	余市町大川町4-60-1	23-5533
30日(月)	わたなべ内科医院	余市町大川町6-12	22-3989

※受診される方は、あらかじめ病院等に電話確認をお願いします。

北海道循環資源利用促進税の税率（暫定税率）が平成19年4月1日から変更となります

平成18年10月1日から施行している北海道循環資源利用促進税の税率（暫定税率）が、平成19年4月1日から次のとおり変更になります。

（埋立処分する産業廃棄物1トン当たりの税率）

最終処分場への産業廃棄物の搬入時期	最終処分業者が行う		最終処分業者以外の者が行う自己処分
	委託処分	自己処分	
H18.10.1～H19.3.31	330円	330円	250円
H19.4.1～H20.3.31	660円	660円	500円
H20.4.1～	1,000円	1,000円	1,000円

※最終処分業者とは、産業廃棄物処分業の許可を得ている者や市町村のうち、道内において産業廃棄物の埋立処分を行う者をいいます。

※委託処分とは、委託を受けて産業廃棄物を最終処分場で埋立処分することをいいます。

※自己処分とは、自ら排出した産業廃棄物を自ら設置した最終処分場で埋立処分することをいいます。

【問い合わせ先】

小樽道税事務所課税課 (TEL0134-23-9441(内線)216)

公 表

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次の者に水道および下水道使用料収納事務を委託したので、同条第2項の規定により公表する。

平成19年4月1日

積丹町長 益子 清美

1. 収納委託項目および氏名

- (1) 水道使用料

美国町 寺町地区水道利用組合長 菊谷 富弥
 幌武意町 幌武意地区水道利用組合長 加藤 繁
 野塚町 野塚地区水道利用組合長 白川 幸治
 余別町 余別地区水道利用組合長 新井田仁佐

- (2) 水道使用料および下水道使用料

入舸町 入舸地区水道利用組合長 杉山 賢
 日司町 日司地区水道利用組合長 佐藤 義美
 来岸町 来岸地区水道利用組合長 柴田 政造

2. 委託期間

自 平成19年4月1日～至 平成20年3月31日